

公益財団法人 稲盛福祉財団
児童養護施設退所者等に対する生活自立支援金給付事業
実 施 要 綱

1 事業の目的

京都府内に所在する児童福祉法第41条による児童養護施設、または同法第27条第1項3号による里親（以下「施設等」という。）から自立を目的として退所した子どもが、その後の社会生活を順調にスタートできることを願い児童養護施設等退所者に対する生活自立支援金を支給するものであり、よって退所児童の健全な育成に資することを目的とする。

2 事業主体

この事業は公益財団法人稲盛福祉財団が施設等の協力のもとに実施する。

3 支給対象者（支給要件）

京都府内の施設等に措置（里親の場合は委託）されている者で、中学または高校を卒業する児童および措置延長中の児童で、自立を目的として施設等を退所（措置解除または委託解除）し、自ら生計を立てて就職または就学する児童の内、所定の審査により支給することが適当と認められる者。

なお、退所後の居住地、就職場所、就学場所、施設等の入所期間は問わないが、次の要件の一つに該当する者は対象外とする。

- ア) 退所して家庭に復帰し、家族と同居し扶養される者
- イ) 養子縁組が成立した者
- ウ) 他の施設（自立援助ホーム等）に入所する者
- エ) 児童養護施設で引き続き生活をしている者
- オ) 生活保護受給者

4 支給金額

支給金額は、年度予算の範囲内で受給者1人当たり、月額最大3万円とする。

5 支給期間

- ① 中学卒業後施設等を退所する者については、卒業直後の4月より3年間、高校卒業後施設等を退所する者については、卒業直後の4月より2年間にわたって支給する。
- ② 就職時期等の事情で退所時期が遅れた場合の支給開始は、所定の手続完了後からとし、但しその場合であっても支給終了の時期は、中学卒業者は卒業後3年を経た3月まで、高校卒業者は卒業後2年を経た3月までとする。

- ③ 高校の中退者については中学卒業生として扱い、支給期間は所定の手続き完了後から中学卒業後3年を経た3月までとする。
- ④ 措置延長中の児童については、措置解除の月から次年度の3月まで支給する。
- ⑤ 3年制以上の専門学校、大学等に進学した者については、支給期間は6年間を限度に卒業まで延長することができる。但し、正規の最短修業期間を限度とし留年等による延長は認めない。
また、大学等より退学、停学等の処分を受けた場合は直ちに支給を打ち切る。休学する場合については個別事情に応じて理事長が取扱いを決定する。

6 申し込み手続き

- ① 支援金支給の申し込みについては、支給申込書（様式1）に自己紹介票（様式2）および支給開始申請書（様式3）を添付し、施設長または里親（以下「施設長等」という。）を通じて毎年所定期日までに当財団に提出するものとする。支給開始申請書には就職先の採用を証明する書類または入学を証明する書類を添付しなければならない。但し、所定の期日までに就職先が決定せず、支給開始申請書（様式3）および添付書類を提出できない場合は、後日決定次第、速やかに提出するものとする。
- ② 措置延長中の児童で、当該年度中に措置解除の見込みの者についても上記①に従い申し込むこととする。支給開始申請書（様式3）および就職先の採用を証明する書類または入学を証明する添付書類については、住居、就職先等が決定後に提出することとする。

7 受給者の決定

支援金支給の申し込み者に対して、支給申込書他の所定書式および添付書類による審査並びに面接審査を行い、合格した者について理事会の承認を経て支給を決定し実施する。

8 支給の打ち切りおよび取り消し

受給者が次の一つでも該当するときは、直ちに支給を打ち切り、または支給した支援金の返還を求めることがある。また、そのような事態の発生した場合は、本人または施設長等は速やかに当財団に申し出ることを要す。

- ア) 刑法およびその他の法律に抵触するような反社会的行為の被疑者となった者
 - イ) 公序良俗に反する職業についたと認められる場合
 - ウ) その他、支援金の受給資格に支障をきたす行動並びに虚偽の申告を行っていたとき
- エ) 受給要件を満たさなくなったとき
- オ) その他、当財団が支援金を支給することが本人の人格形成にとって不適当な影

響を与える」と判断した場合

9 支給・受領方法等

- ① 支援金は毎月1回支給し、退所した施設等で直接本人が受け取る。また毎月支援金を受け取ることが困難な者は、最大四半期毎に受け取ることができるものとする。
- ② 支援金は毎月20日以降末日までに当財団が直接または退所施設等の施設長等を通じて本人に手渡すこととし、原則として口座振込みや代理受領は認めない。
- ③ 支援金を受領した本人は、そのつど受領書（様式4）を直接または退所施設等の施設長等を通じて当財団に提出しなければならない。
- ④ 受給者は就職先、住所、氏名等の変更または受給要件にかかわる内容の変更が生じた場合は速やかに変更届（様式5）により申し出なければならない。

10 相談・面談の実施

必要に応じて、支援金支給時等に支給対象者との面談を行い、日常生活を営むうえでの悩みや不安に対する相談活動を行う。

11 その他

この要綱に定めるものの他、本事業の実施について必要な事項は理事会により決定する。

また、特段の考慮を要する事例については、理事長の判断により取り扱いを決定する。

附 則

1. この実施要綱は平成16年3月以降に中学、高校を卒業する者に対して適用する。
2. 平成21年3月10日一部改正

以上